

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（上直鳥地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	46.76 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.49 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	15.95 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0.41 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人及び個人の認定農業者に集積されている。そのうち60歳以下の耕作者によって運営されている農地が約6割であり、現在の耕作者の年齢層を維持しつつ新たな農地の受け手の確保を進めていく。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上直鳥地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者の6経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
上直鳥地区の農地利用は6つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
上直鳥地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が今後進んでいくことから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>上直鳥地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（下直鳥地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.28 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.04 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	38.55 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇地区営農組合及び個人の認定農業者1名に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が9割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下直鳥地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の3経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
下直鳥地区の農地利用は3つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
下直鳥地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>下直鳥地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（姉地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.02 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.25 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	33.57 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	8.75 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の農事組合法人、集落営農組織に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

姉地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
姉地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
姉地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>姉地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（下黒井地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.84 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.55 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	21.29 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	1.29 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下黒井地区の農地利用については、中心経営体である法人を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
の農地利用は1つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
下黒井地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>下黒井地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（上黒井地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.83 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.39 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	5.65 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上黒井地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
上黒井地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
上黒井地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>上黒井地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（十条地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.88 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.36 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	24.05 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇に集積されているが、法人内の耕作者の高齢化が進んでおり、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

十条地区の農地利用については、中心経営体である法人を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
十条地区の農地利用は1つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
十条地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>十条地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（大石地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.24 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.71 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	20.09 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が法人、集落営農組合及び個人の認定農業者、新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大石地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者、認定新規就農者の6経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
大石地区の農地利用は6つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
大石地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が今後進んでいくことから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>大石地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（乙南里地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.93 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.97 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	7.74 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

乙南里地区の農地利用については、中心経営体である法人を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
乙南里地区の農地利用は1つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
乙南里地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>乙南里地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（嘉納地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.83 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.37 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	25.59 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人及び個人の認定農業者、認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

嘉納地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者、認定新規就農者の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
嘉納地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
嘉納地区の農地利用は、中心経営体である農農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>嘉納地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（丙太田地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.39 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.59 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	19.7 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.51 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丙太田地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
丙太田地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
丙太田地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>丙太田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（丁太田地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.69 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.06 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	22.94 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0.03 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丁太田地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の7経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
丁太田地区の農地利用は7つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
丁太田地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>丁太田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（詫田上地地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.77 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.18 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	19.25 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	5.03 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の8割以上が(有)〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

詫田上地地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の6経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
詫田上地地区の農地利用は6つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
詫田上地地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>詫田上地地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（詫東地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.59 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.62 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	18.41 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.31 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の8割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人及び集落営農組織に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

詫東地区の農地利用については、中心経営体として法人及び集落営農組織の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
詫東地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
詫東地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>詫東地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（詫西地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.46 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.1 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	21.65 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.28 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の8割以上が(有)〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

詫西地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の6経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
詫西地区の農地利用は6つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
詫西地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>詫西地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（高志地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.75 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.66 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	15.64 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.13 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人や個人の認定農業者、認定新規就農者に集積されている。そのうち60歳以下の耕作者によって運営されている農地が5割であり、現在の耕作者の年齢層を維持しつつ新たな農地の受け手の確保を進めていく。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高志地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者、認定新規就農者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
高志地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
高志地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>高志地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（下板地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.98 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.07 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	9.18 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0.38 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.68 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織や個人の認定農業者及び認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下板地区の農地利用については、中心経営体として法人、集落営農組織、個人の認定農業者及び認定新規就農者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

下板地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

下板地区の農地利用は、中心経営体である農事農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針
下板地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（藤西地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.98 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.67 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	10.55 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	4.72 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇及び〇〇営農組合に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が9割となるため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

藤西地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の2経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
藤西地区の農地利用は2つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
藤西地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>藤西地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（又南里地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.83 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.83 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	3.62 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0.08 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇及び認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

又南里地区の農地利用については、中心経営体である法人及び認定新規就農者の2経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
又南里地区の農地利用は2つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
又南里地区の農地利用は、中心経営体である農事農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>又南里地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	城田地区（藤東地区）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.55 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.53 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	4.54 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.49 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.68 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

藤東地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び認定新規就農者の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
藤東地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
藤東地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>藤東地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>